

参考資料第3号

## 【仮訳】

IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15

勧告文書

# 規制上の管理を外れた核物質及び その他の放射性物質に関する 核セキュリティ勧告

共著

EUROPOL, IAEA, ICAO, ICPO-INTERPOL, UNICRI, UNODC, WCO

取扱注意：本資料は、核セキュリティ・シリーズ No.15 を基に、あくまで検討用として仮訳したものであります。今後内容について変わり得る可能性があることをご理解の上利用願います。また、誤訳等もあるかも知れませんので取扱に注意願います。



IAEA

国際原子力機関

## IAEA 核セキュリティ・シリーズ

核物質及びその他の放射性物質及びそれらの関連施設に係る盗取、妨害破壊行為、無許可立入及び不法移転又はその他の悪意のある行為に対する、防止、検知及び対応に關係した核セキュリティの問題は、**IAEA 核セキュリティ・シリーズの文書**で取扱われる。これらの文書は、改正された「核物質防護条約」、「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」、「国連安全保障理事会決議 1373 号」、及び「1540 号」、並びに核テロリズムの行為の防止に関する国際条約のような核セキュリティに関する国際文書と整合が取れており、かつこれらを補完するものである。

### IAEA 核セキュリティ・シリーズの区分

IAEA 核セキュリティ・シリーズは、次の区分に応じて出版される。：

- **核セキュリティ基本文書**は、核セキュリティの目的、概念及び原則を含み、セキュリティ勧告の基礎となる。
- **勧告文書**は、核セキュリティ基本文書を適用しようとする加盟国が採用すべきベストプラクティスを示している。
- **実施指針**は、広範囲な領域において勧告をさらに詳細化したもので、その実施に必要な方法を提示している。
- **技術手引き**は、次の文書を含んでいる。**参照用マニュアル**は、特定の分野又は活動について実施指針をどのように適用するかについての詳細な方法及び/又は手引きを示している。**訓練ガイド**は、核セキュリティ分野における IAEA トレーニングコースの講義要綱及び/又はマニュアルをカバーしている。**サービスガイド**は、IAEA の核セキュリティ顧問派遣団の実施及び範囲に関して手引きを提供する。

### 起草及びレビュー

国際的な専門家が、これらの文書の起草に際して IAEA 事務局の文書作成を支援する。核セキュリティ基本文書、勧告文書及び実施指針に対しては、関心のある加盟国及び関係する国際機関に草案文書をレビューする適切な機会を提供するために、参加制限のない技術会合が、IAEA によって開催される。さらに、国際的なレビュー及びコンセンサスを高いレベルで確保するために、IAEA 事務局は、公式なレビューができるように 120 日間すべての加盟国に草案の文書を提示する。これは、文書が出版される前に十分に意見表明する機会を加盟国に与えるものである。

技術手引きの文書は、国際的な専門家と緊密に協議して作成される。技術会合は必須ではないが、必要であれば、幅広く意見を求めるために開催されることもある。

IAEA 核セキュリティ・シリーズの文書の作成とレビューの過程では、秘密保持に配慮とともに、核セキュリティが全般的及び特定の国家的セキュリティの問題と密接に関連していることが認識されている。関連する IAEA の安全基準と保障措置活動は、文書の技術的内容中で勘案されるべきということが根底として配慮されている。

規制上の管理を外れた核物質及び  
その他の放射性物質に関する  
核セキュリティ勧告

次の国が国際原子力機関の加盟国である。：

アフガニスタン	ガーナ	ニジェール
アルバニア	ギリシア	ナイジェリア
アルジェリア	グアテマラ	ノルウェー
アンゴラ	ハイチ	オマーン
アルゼンチン	ローマ教皇庁	パキスタン
アルメニア	ホンジュラス	パラオ
オーストラリア	ハンガリー	パナマ
オーストリア	アイスランド	パラグアイ
アゼルバイジャン	インド	ペルー
バーレーン	インドネシア	フィリピン
バングラデッシュ	イラン	ポーランド
ベラルーシ	イラク	ポルトガル
ベルギー	アイルランド	カタール
ベリーズ	イスラエル	モルドバ共和国
ベニン	イタリア	ルーマニア
ボリビア	ジャマイカ	ロシア連邦
ボスニア・ヘルツェゴビナ	日本	サウジアラビア
ボツワナ	ヨルダン	セネガル
ブラジル	カザフスタン	セルビア
ブルガリア	ケニア	セーシェル
ブルキナファソ	韓国	シエラレオネ
ブルンジ共和国	クウェート	シンガポール
カンボジア	キルギスタン	スロvakia
カムルーン	ラトビア	スロベニア
カナダ	レバノン	南アフリカ
中央アフリカ共和国	レソト王国	スペイン
チャド	リベリア	スリランカ
チリ	リビア	スーダン
中国	リヒテンシュタイン	スウェーデン
コロンビア	リトアニア	スイス
コンゴ	ルクセンブルク	シリア・アラブ共和国
コスタリカ	マダガスカル	タジキスタン
コートディボワール	マラウイ	タイ
クロアチア	マレーシア	旧ユーゴスラビアのマケドニア共和国
キューバ	マリ	チュニジア
キプロス	マルタ	トルコ
チェコ共和国	マーシャル諸島	ウガンダ
コンゴ民主主義共和国	モーリタニア	ウクライナ
デンマーク	モーリシャス	アラブ首長国連邦
ドミニカ共和国	メキシコ	クレートプリテン及び北アイルランド
エクアドル	モナコ	連合王国（英国）
エジプト	モンゴル	タンザニア連邦共和国
エルサルバドル	モンテネグロ	アメリカ合衆国
エリトリア	モロッコ	ウルグアイ
エストニア	モザンビーク	ウズベキスタン
エチオピア	ミャンマー	ベネズエラ
フィンランド	ナミビア	ベトナム
フランス	ネパール	イエメン
ガボン	オランダ	ザンビア
ジョージア	ニュージーランド	ジンバブエ
ドイツ	ニカラグア	

IAEA 憲章は、ニューヨークの国連本部で開催された IAEA の制定に関する会議によって 1956 年 10 月 23 日に承認された。それは 1957 年 7 月 29 日に発効した。IAEA の本部はウィーンに置かれている。その主要な目的は、「世界の平和、健康及び繁栄のために原子力エネルギーの貢献を加速拡大する」ことである。

IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.15

規制上の管理を外れた核物質及び  
その他の放射性物質に関する  
核セキュリティ勧告

勧告文書

共著

欧州警察機構  
国際原子力機関  
国際民間航空機関  
国際刑事警察機構  
国連地域間犯罪司法研究所  
国連薬物犯罪事務所  
世界税関機構

国際原子力機関  
ウィーン、2011年

## 著作権情報

すべての IAEA の科学技術関連文書は、1952 年(ベルン)で締結され、1972 年(パリ)で改訂された万国著作権条約の条文によって保護される。著作権はその後、電子的及び仮想的な知的財産を含めるように世界知的所有権機関(ジュネーブ)によって拡張された。印刷物及び電子的形態の IAEA 文書に含まれる文書の全部又は一部分を使用するためには許可を得なければならず、通常、著作権使用契約が必要である。非営利的な複製及び翻訳の提案は、歓迎され、ケースバイケースで検討される。問い合わせは次の IAEA 出版課で受け付ける。

販売促進部、出版課  
国際原子力機関  
ウィーン国際センター  
私書箱 100  
1400、ウィーン(オーストリア)  
ファックス: +43 1 2600 29302  
電話番号: +43 1 2600 22417  
電子メール: [sales.publications@iaea.org](mailto:sales.publications@iaea.org)  
<http://www.iaea.org/books>

© IAEA、2011  
オーストリアで IAEA によって印刷された  
2011 年 1 月  
STI/PUB/1488

## IAEA 図書館登録出版データ

規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告：勧告/欧州警察機構等による共著—ウィーン：国際原子力機関、2011 年。

p. ;24cm。(IAEA 核セキュリティ・シリーズ、ISSN 1816-9317 ; no.14)

STI/PUB/1488

ISBN 978-92-0-112110-0

図書目録の参照を含む。

1. 原子力エネルギー安全規則。 2.原子力エネルギー セキュリティシステム。 3. 放射線防護。 4.国際協力。 I 。国際原子力機関。 II. シリーズ。

## 序文

核物質又はその他の放射性物質が悪意のある目的で使用される可能性は、今日の国際情勢においては排除することができない。国々は、当該物質の防護及び管理を強化し、かつ核セキュリティ事案に効果的に対応する全体的な責務を果たすことにより、このリスクに対応してきた。(加盟)国は、既存の法的枠組みを強化して世界の核セキュリティ向上させる新しい国際的な法的文書を作成することに合意した。核セキュリティは、原子力技術の管理面及び核物質又はその他の放射性物質が使用又は輸送される場合において必須のものである。

IAEAは、核セキュリティ計画を通じて、効果的な核セキュリティ体制を確立、維持、継続させるために加盟国を支援している。IAEAは、核セキュリティに包括的な手法を採用してきた。これは、効果的な国の核セキュリティ体制が国際的な法的枠組みの実施、情報の防護、物理的防護、計量及び管理、当該物質の不正取引の検知と対応、国内の対応計画、及び危機管理対策の上に成り立つことを認識したものである。IAEAは、核セキュリティ・シリーズにおいて、加盟国が整合性のある総合された方法で当該体制を実践し継続するように支援することを目的としている。

IAEA核セキュリティ・シリーズは、加盟国の核セキュリティ体制の目的及び不可欠な要素を含んでいる核セキュリティ基本文書、勧告文書、実施指針及び技術手引きから構成される。

各国は、核セキュリティに対する完全な責任を果たさなければならない。具体的には、核物質、その他の放射性物質、並びに、関連施設及び関連活動のセキュリティを提供すること、使用、貯蔵、又は輸送中の当該物質のセキュリティを確実にすること、当該物質の不正取引及び不用意な移転に対応すること、及び核セキュリティ事案に対応する準備がなされていること、である。

本文書は、規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質の核セキュリティに関する勧告レベルの文書である。本文書は、国の経験及び慣習、核セキュリティの分野の文書、並びに核セキュリティに関する国際文書に基づいている。これらの勧告は、国及び所管当局が考慮すべき事項として提供される。

本文書は、欧州警察機構(EUROPOL)、IAEA、国際民間航空機関(ICAO)、国際刑事警察機構(ICPO-INTERPOL)、国連地域間犯罪司法研究所(UNICRI)、国連薬物犯罪事務所(UNODC)及び世界税関機構(WCO)による共著である。

IAEA核セキュリティ・シリーズ中のこの文書の作成は、IAEA加盟国及び共著の機関からの多くの専門家の貢献によって可能となった。すべての加盟国との広範囲な協議プロセスは、2010年2月の最初のウィーンでの参加制限のない技術会合を含んでいる。その後、草案はさらにコメントと提案を求めるために120日間に渡ってすべての加盟国へ配布された。2010年9月の最終の参加制限のない技術会合において、加盟国から送付のあったコメントがレビューされ、この文書の最終版に関するコンセンサスが得られた。

## 編集上の注記

本報告書は、責任、合法・非合法は別にして、いかなる人的側面に係る行為又は不作為にかかる問題を扱っていない。

本文書に含まれる情報の正確性を維持するために大いなる注意が向けられたものの、IAEA 又は加盟国のいずれも、本文書の利用に伴ういかなる責任又は影響責任を負わない。

国又は地域の具体的な指示を使用する箇所は、当該国又は地域の当局と制度の、又は、当該国又は地域の境界の画定の法的地位に関して出版者、すなわち IAEA の判断を含意するものではない。

具体的な会社又は製品の名称への言及（登録されたものとして表示されるか否かを問わず）は、所有権を侵害する何らの意図も含意するものではなく、また、これを IAEA による是認又は勧告と解すべきではない。

## 目次

1.はじめに	1
背景(1.1-1.9)	1
目的(1.10)	2
範囲(1.11-1.15)	3
構成(1.16-1.22)	3
2.規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質のための国の核セキュリティ体制の目的(2.1)	4
3.規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質のための国の核セキュリティ体制	5
総則(3.1)	5
国の役割と責任(3.2-3.11)	5
調整機関又はメカニズム(3.12-3.14)	6
所管当局(3.15-3.18)	7
国の脅威評価(3.19-3.22)	8
4.予防措置に関する勧告	9
抑止(4.1-4.4)	9
情報セキュリティ(4.5-4.9)	9
職員の信頼性確認(4.10-4.11)	10
5.検知措置に関する勧告	10
総則(5.1-5.5)	10
機器による検知(5.6-5.10)	11
情報警告	12
運用情報(5.11-5.13)	12
医学的監視(5.14-5.16)	12
規制上の不適合の報告(5.17-5.18)	13
規制上の管理の喪失の報告(5.19-5.21)	13
機器警報及び/又は情報警告の最初の評価(5.22-5.24)	13
検知措置の維持(5.25)	14
6.対応措置に関する勧告	14
総則(6.1-6.6)	14
機器警報の評価(6.7-6.8)	15
情報警告の評価(6.9-6.10)	15
核セキュリティ事案の通知(6.11-6.12)	15
核セキュリティ事案の証拠の収集及び取り扱い(6.13-6.15)	15
核鑑識(6.16)	16
核セキュリティ事案のための国の対応計画(6.17-6.18)	16
準備(6.19-6.23)	17
対応措置の維持(6.24)	18
7.国際協力に関する勧告	18

核セキュリティ事案に関する情報交換(7.1-7.5).....	18
技術協力及び支援(7.6-7.10).....	19
刑事犯罪に関する協力(7.11) .....	20
押収品の回収及び返却(7.12-7.13).....	20
核鑑識支援(7.14-7.16).....	20
定義 .....	22
参考文献.....	25

# 1. はじめに

## 背景

1.1. IAEA は、核セキュリティ計画を確立し、国が核セキュリティ体制<sup>1</sup>を確立、実施、維持する際に、国が用いることができる勧告及び手引きを提供するための核セキュリティ文書を策定した。

1.2. IAEA 核セキュリティ・シリーズの枠組みは、核セキュリティ基本文書、勧告文書、実施指針及び技術手引きの 4 層からなる文書から構成される。

1.3. 単一の最上位の文書 — 核セキュリティ基本文書 — は、核セキュリティ<sup>2</sup>の目的及び不可欠な要素を含んでおり、セキュリティ勧告のための基礎を提供する。

1.4. 一連の第 2 層の勧告は、核セキュリティの不可欠な要素をさらに詳しく述べ、これらの不可欠な要素を適用する際に、国が何を行わなければならないかについての国際的なコンセンサスを示す。

1.5. 第 3 及び第 4 層 — 実施指針及び技術手引き — は、適切な措置を用いる勧告を実施することに関するさらに詳細な情報を提供する。

1.6. この現在の文書は、規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質の核セキュリティのための勧告を提供する。これらの勧告を策定する際に、「核物質防護条約」及びその「2005 年改訂版」[1]、「核によるテロリズム行為の防止に関する条約」[2]、「国連安全保障理事会決議 1540 号」(2004 年)[3]及び「放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範」[4]のような主に核セキュリティに関連する国際法的文書など、核セキュリティ分野での国の経験及び慣行並びに指針文書が用いられた。核セキュリティと関係のある、拘束力のある及び拘束力のないものの両方について、主要な国際文書の立法上の歴史及び主要な要件の概要が、「IAEA の国際法シリーズ」[5]として出版された。関連する国際条約及び取決めのためのその他の情報源としては、「国際テロリズムの防止及び抑止に関する国際文書」[6]についての国連文書がある。

1.7. ここでの勧告は、適用される国際法的文書への締約国によって取られる義務と併せて取られるべきであり、当該文書の下での義務に優先するか又は修正するようには意図されない。この現在の文書は、国が国際法的文書に関してそれらが有するあらゆる義務

---

<sup>1</sup> 文書中のイタリック体の用語は、定義に関する章で定義される用語を表わす。この文書中で概説される勧告は、核セキュリティに関連する拘束力のある及び拘束力のない文書の規定に基づいている。これらの文書に基づく国内法を起草する場合、国はそこで使用される定義がその国内法に適切に組み入れられることを保証すべきである。

<sup>2</sup> 核セキュリティは、核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動が関わる又は向けられた犯罪行為又は意図的な不法行為の防止、検知及び対応に焦点を当てている。核セキュリティに関して悪影響を有するとして国によって決定されたその他の行為は、適切に扱われるべきである。

及び責務を含めて包括的な核セキュリティ体制を実施するのを支援する。

1.8. 本文書は、以下の核セキュリティ勧告文書と相補性及び整合性がある。

- 「核物質及び原子力施設の物理的防護(INFCIRC/225/Rev.5)」 [7]; 及び
- 「放射性物質及び関連施設」 [8]

これらは、規制上の管理下にある核物質及びその他の放射性物質のための勧告を提供する。包括的な国際核セキュリティ体制を確立するために、3つの文書すべてに含まれる勧告が実施されるべきである。

1.9. 本文書に含まれる国に対する勧告の焦点は、規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関連した、セキュリティ関連の措置についてである。安全とセキュリティの間のインターフェースの重要性を強調するために文書全体に渡って関連する安全及び緊急時対応手引きが参照される。

## 目的

1.10. 本文書の目的は、次によってその核セキュリティ体制を強化する国への手引きを提供することであり、その結果、効果的な世界的な核セキュリティの枠組みに貢献することにある。

- 規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為<sup>3</sup>の抑止、検知と対応に有効な戦略の実施のための核セキュリティ体制の能力の確立又は向上についての国及びその所管当局への勧告の提供
- 国内又は国外から生じる、規制上の管理を外れたすべての核物質又はその他の放射性物質を規制上の管理下に置き、必要に応じて、犯罪容疑者を訴追又は引き渡しすることを確実にすることを目的とした国際協力の支援に係る国に対する勧告

これらの勧告は、国と当局による検討のために提供されるものの、国の義務ではなく、また国の主権を侵害するものでもない。

<sup>3</sup> 「犯罪行為(criminal act)」は、国の刑法又は犯罪者処罰法によって通常カバーされる。しかし、「不法行為(unauthorized act)」は、一般的に行政法又は民法上の問題である。さらに、核物質又はその他の放射性物質が関わる犯罪行為は、いくつかの国では、引き続くこれらの勧告に関する可能性のある特別立法に従うテロリズムの行為に關係する犯罪の構成要素となるかもしれない。核セキュリティの意味合いを伴う不法行為には、脚注2に記述されるような、国によって決定されるような意図的な及び意図的でない不法行為の両方を含むことができる。国によって決定される場合、核セキュリティの意味合いを伴う犯罪行為又は不法行為の事例には、次を含む。(1)許認可を受けた者による放射性物質に関する無許可の活動の実施、(2)当該物質を伴う犯罪行為又は不法行為の企てをしようとして又は当該行為の任務の促進、又は(3)当該物質を使用して、犯罪行為又は不法行為を犯そうとする者にアクセス可能とすることで、放射性物質の適切な管理を維持すべき許認可を受けた者の怠慢。

## 範囲

1.11. 本文書は、規制上の管理を外れたとして報告された核物質又はその他の放射性物質並びに規制上の管理を外れたとは報告されていないものの紛失、行方不明又は盗取された物質、又は発見された物質の核セキュリティのための国への勧告を提供する。

1.12. 本文書は、規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為に対する検知及び警報及び警告の評価、及び等級別対応のための国への勧告を含んでいる。勧告される活動は、想定脅威の確認、企てられた行為の評価及び阻止、並びに核セキュリティ事案への対応を対象とする。

1.13. 本文書は、規制上の管理下にある核物質又はその他の放射性物質のセキュリティのための勧告を提供しない。当該物質の勧告は、1.8項で言及した IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書中に見つけることができる [7, 8]。

1.14. 本文書は、許可された使用、貯蔵又は輸送中の核物質及びその他の放射性物質の妨害破壊行為の防止及び防護に関する勧告、又はその関連施設及び関連活動の妨害破壊行為の場合の勧告を提供しない。これらの問題は、1.8項で同定される IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書で取り扱われる [7, 8]。

1.15. 被ばく、可能性のある被ばく、又は核物質又はその他の放射性物質のばら撒きを伴う核セキュリティ事案については、本文書の焦点は、物質の回収及びセキュリティに関する国への勧告及び核セキュリティ事案の管理にある。国は、被ばく又はばら撒き事案に対応する際に主に重要となる、健康及び安全の防護のために必要とされる措置についてのさらなる情報について IAEA 安全基準シリーズ文書を参照すべきである。

## 構成

1.16. 第 2 章は、国の核セキュリティ体制の目的を提供する。

1.17. 第 3 章は、国に対する一般的な勧告及び特に国及び様々な所管当局の役割と責任並びに国の脅威評価に対する一般的な勧告を提供する。

1.18. 第 4 章は、抑止、情報セキュリティ及び個人の信頼性確認を対象とする。

1.19. 第 5 章は、阻止及びすべての機器警報又は情報警告の初期の評価を含む検知措置に関する国への勧告を提供する。

1.20. 第 6 章は、核セキュリティ事案への対応措置に関する国への勧告を提供する。

1.21. 第 7 章は、国際協力に関する勧告を対象とする。

1.22. 文書中のイタリック体の用語は、定義の章で定義されている。

## 2. 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質のための国の核セキュリティ体制の目的

2.1. 国の核セキュリティ体制の全体的な目的は、核セキュリティ事案の有害な影響から人々、財産、社会及び環境を防護することである。この目的を達成するために、国は当該事案を防止し、検知しつつ対応するための効果的かつ適切な核セキュリティ体制を確立、実施、維持及び継続すべきである。核セキュリティ体制は、規制上の管理下にある又は規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質、並びに関連施設及び関連活動について、それらの存続期間の全体に渡って、対象とする。全体的な目的は、一貫した方法で「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Rev.5)」[7]、及び「放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告」[8]を含むすべての核セキュリティ勧告文書の実施によって達成することができる。規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質のための核セキュリティ体制の目的は、次によって達成される。

- 国内の様々な所管当局に関連する行政上及び施行権限を提供するための一連の包括的及び完全な立法上の規定。その結果、同所管当局は、有効な方法の活動を試みることができる。
- 次を含む、同所管当局に割当てられた機能を実施することを可能にする、同所管当局への十分かつ持続可能な資源の準備
  - (1) 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティに密接な関係のある、犯罪行為又は不法行為を防止するための措置;
  - (2) 機器警報及び/又は情報警告を通じての存在の検知又は規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為の兆候の検知、及び; 特に:
    - 国の検知戦略の策定
    - 検知システムの確立
    - 核セキュリティ事案が発生したかどうかを決定するため、機器警報及び情報警告の初期評価を速やかに行なうこと
  - (3) 核セキュリティ事案への対応、特に;
    - 所管当局への通知
    - 核セキュリティ事案の確実性及び潜在的影響の評価
    - 核物質又はその他の放射性物質の発見、同定、区分分け及び特徴把握
    - 当該物質を厳重管理すること及び装置の無効化のような核セキュリティ事案に適切なその他の対応措置の適用

- ・回収、拘束及び/又は押収及び当該物質を規制上の管理下に置くこと
- ・当該物質が関わる核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為に関係する、核鑑識措置の適用を含む、証拠の収集、保全、保管、輸送及び分析
- ・犯罪容疑者の逮捕及びその後の訴追又は引渡し

### **3. 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質のための国の核セキュリティ体制**

#### **総則**

3.1. 国の核セキュリティ体制の不可欠な要素は、規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質に関する核セキュリティ勧告が適用され得るものであり、必要に応じて、国 の核セキュリティ体制の確立及び実施においても参考されるべきである。

#### **国の役割と責任**

3.2. 全体的な枠組みの一部として国は、すべての規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為の検知と対応を管理する効果的かつ効率的な行政上、司法上、立法上及び規制上の枠組みを確立し維持すべきである。責任は、核セキュリティの様々な要素を実施するために明確に定義されるべきであり、また3.15項～3.18項に記述されるように、所管当局に割り当てられるべきである。

3.3. 核セキュリティを管理するための立法上及び規制上の枠組みを確立する際に、国は核セキュリティに関わる犯罪行為又は不法行為と思われる行為を定義すべきである。

3.4. 国は、国際条約、協定及び法的拘束力のある国連安全保障理事会決議と整合して核物質又はその他の放射性物質の意図的な、無許可の取得、所有、使用、移転又は輸送を含めて国内法の下で刑事犯罪を確立すべきである。

3.5. 国は、さらに3.4項に記述されるような脅威又は犯罪の企ての未遂を刑事犯罪として確立すべきである。

3.6. 国は、核セキュリティに関わる不法な詐欺(scam)又はいたずら(hoax)<sup>4</sup>を、刑事犯罪

---

<sup>4</sup> 歴史的に、詐欺及びいたずらは、不正取引事件の一部を構成する。核物質又はその他の放射性物質の不在にもかかわらず、そのような詐欺及びいたずらは、密輸出入者によって利用される可能性のある潜在的な脆弱性を顕在化させる対応を必要とする可能性がある。詐欺といったらずらは、当該物質の密輸出入が利益になるかもしれません、この物質の犯罪的又は無許可の所有を奨励する可能性があるとの確信を持ち続ける可能性がある。

として確立することを考慮すべきである。

3.7. 国は、犯罪が、その国の領域で、又はその国で登録された船舶内又は航空機内においてなされる場合、又は犯罪容疑者がその国の国民であるか、又は犯罪容疑者がその領域内に居てかつその国が犯罪容疑者を引き渡さない場合に、核セキュリティ事案に関連したすべての犯罪行為に対するその裁判権を確立すべきである。

3.8. 有効かつ持続可能な検知及び対応措置は、国のいくつかの独立した所管当局によって実施される多くの専門分野にわたる構造基盤に依存する。国は、適切な協力、調整、情報交換及び多数の所管当局を横断する活動及び明確に定義される責任の統合を確実にすべきであり、また、3.12 項～3.14 項に記述されるような、調整機関の役割をする既存の政府組織、委員会又は組織を確立するか又は同定すべきである。核セキュリティ措置を実施する際に、国は、脅威評価の結果を考慮に入れるべきである。

3.9. 国は、連邦、州、及び地方当局の異なるレベル及び管轄権の中で効果的な調整を確実にすべきである。

3.10. 国は、核セキュリティ文化を促進するべきである。核セキュリティ文化の根本は、信憑性のある脅威が存在する、核セキュリティの維持が重要である、個人の役割が重要であることを認識することである。国は、関連する核セキュリティ措置に責任を持つ各々の所管当局が、必要な訓練及び演習とともに核セキュリティ文化を構築し、かつ警報又は警戒態勢の管理、及びすべての核セキュリティ事案の影響に対処するために適切な資源を有することを確実にすべきである。

3.11. 国は、本文書中で概説されるすべての核セキュリティ事案に関して他国及び関係する国際機関との効果的な協力を確実にすべきである。特に、国は、当該行為の検知と対応に関するすべての事項に係る国としての連絡窓口を指名し、他国及び関連する国際機関に対し示すべきである。

## 調整機関又はメカニズム

3.12. 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質が関わるすべての核セキュリティ活動は、国の法律及び規則に従って機関<sup>5</sup>又は効果的なメカニズムによって調整されなければならない。

3.13. 調整機関又はメカニズムを通じて国は、所管当局の役割及び責任が明確に定義され及び可能性のある矛盾点が同定され解決されることを確実にすべきである。特に、調整機関又はメカニズムは、国の検知戦略、対応計画、手続き、それぞれの活動のために必要な構造基盤、また必要に応じて、国レベルでの訓練活動の調整、演習及び実地演習についてレビューすべきである。

---

<sup>5</sup> 調整機関の例は、すべての所管当局の代表者からなる委員会である。国が連邦構造を有する場合、連邦及び州レベルで調整機関を設立することができる。

3.14. 調整機関又はメカニズムを通じて国はとりわけ以下のことをすべきである。

- 利用可能な資源の中で多層の深層防護手法に基づいた包括的な国の検知戦略の策定を確実にすること。
- 脅威に比例した等級別手法を用いて及び利用可能な資源に基づいたすべての核セキュリティ事案についての国の対応計画の策定を確実にすること。
- 国の検知と対応システムの策定及び実施を監督すること。
- 定期的に可能性のある核セキュリティ上のギャップ及び必要な資源を再評価し同定すること、並びに適切な是正措置を開始すること。
- 国内の全体的な調整の一部として所管当局内の連絡先の確立を確実にすること
- 国内の所管当局内の運用情報の共有を促進すること。
- 各々の核セキュリティ事案についての一連の包括的な記録と信頼性の確立及び維持を確実にすること、並びに共通の報告及び通知様式を用いたすべての当該事案に関する所管当局内での情報の交換を促進すること。
- 他国の関連する当局及び国際機関との適切な調整及び協力を確実にすること。

### 所管当局

3.15. 所管当局<sup>6</sup>は、国の核セキュリティ体制に關係するその権限領域内での検知と対応の措置の整備及び実施に関する責任を有するべきである。

3.16. 所管当局の機能は、とりわけ次を含むべきである。

- 国の検知戦略及び国の対応計画の策定への貢献
- 国の検知システム、評価手続き及び国の対応計画の策定、運用及び維持、並びに関連活動の実施及び試験に必要な資源の提供。
- 核セキュリティの検知と対応措置の実施に關係するすべての職員への適切な訓練及び情報の提供
- 検知と対応の能力を維持し、機器の維持、職員の訓練、演習及びプロセスの改善を取り扱う健全な運営を通じて運用上の準備を確実にすること
- 検知と対応の手続き及び責任の有効性を確実にする一部分としての、規定される調整機関、その他の所管当局及び二国間及び多国間の相手国との協力

3.17. 所管当局は、すべての核セキュリティの局面に關係のある所管当局の有効性の強化を視野に入れて、国内の規制上の管理下にある核物質及びその他の放射性物質の核セキュリティについての関連する情報交換において協力すべきである。さらに、必要に応じ

---

<sup>6</sup> 機関又は公共団体が許認可を受けた者として核セキュリティ機能を実施する場合、それは所管当局としての行為であるとは見なされない。

て、所管当局は、他の国々の相手方とも協力すべきである。

3.18. 規制当局は、核物質又はその他の放射性物質が、規制上の管理を外れていると報告される場合、つまり、紛失、行方不明又は盗取された場合、適切な処置を取るべきである。特に所管当局は、核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為の疑いの場合にはその他の所管当局に即座に通知すべきである。

### 国の脅威評価

3.19. 国の検知戦略、国の大応計画及び核セキュリティシステムの設計について、国は、戦略的地点を同定し、規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為及び不法行為に対する国の大威評価を実施すべきである。所管当局は、とりわけ次について考慮し、共に緊密に作業すべきである。

- 物品の国境を越えた移動及び輸送中及び人の移動への脅威
- 戰略的地点への脅威
- 規制上の管理下にある核物質及びその他の放射性物質の犯罪的な又は不法な奪取への地点及び脆弱性及びその悪用の影響
- 核セキュリティに関わりのある犯罪行為又は不法行為についてこの物質を獲得又は使用しようと望むか又はそれを国の領域外から、領域内へ又は領域を通じて輸送する潜在的な犯罪者の意図及び能力

3.20. 国は、その国の情報セキュリティ方針及び規則、並びに国際的責務に従って、国内的及び国際的の両方で、核セキュリティに関する脅威情報についての信頼性のある適時の交換のための手続きを確立すべきである。

3.21. 国は、次の点を組み合わせてその国の脅威評価及びリスク情報を活用した手法に基づいて優先順位を割当て、検知と対応システムを設計すべきである。

- その領域内及び領域外の両方の核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為に対する脆弱性
- 核セキュリティ脅威について同定された標的の相対的な不正利用価値
- 核物質又はその他の放射性物質の使用に関する核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為の可能性のある影響
- 脅威又は脆弱性の可能性のある展開

3.22. 国は脅威評価を定期的に及び必要が生じた場合に更新すべきである。特に、国はいかなる主要な公的行事に対しても脅威評価を行う責任があることを認識すべきである。

## 4. 予防措置に関する勧告

### 抑止

4.1. 国は、国の政策、法律及び規則に従って核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為を思いとどまらせるための措置を導入することを考慮すべきである。

4.2. 国は、核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為についてのその法律の下で確立される犯罪が、国際条約、協定及び法的拘束力のある国連安全保障理事会決議と整合して、その重大性を考慮した適切な罰則によって処罰されることを確実にすべきである。

4.3. 国は、核物質又はその他の放射性物質が関わる犯罪行為又は不法行為を思いとどまらせるために貢献する可能性のある押収した物質の起源及び履歴の決定に際して当局を支援するために核鑑識を用いることを考慮すべきである。核鑑識は、6.16 項で議論される対応措置の重要な要素でもある。

4.4. 国は、4.5 項～4.9 項で議論される国的情報セキュリティ方針に従って、検知能力、脅威環境及び罰則に関する情報を含めて、抑止力の一部として適切な情報の公衆への普及を考慮すべきである。

### 情報セキュリティ

4.5. 国は、機微情報に関する国策を定義し、規制上の管理を外れたすべての核物質及びその他の放射性物質の使用に関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為に対する検知と対応のためのシステムに関する情報セキュリティのための様々な所管当局に対する責任を割り当てるべきである。これは、情報セキュリティに関するその他の国内政策から導かれ、統合されるべきである。

4.6. 国は、どのような核セキュリティ情報が可能性のある犯罪者によって悪用される可能性があり、よって防護する必要があるかを規定すべきである。特に、検知及び対応システム及び関連する手続きについての情報は、適切に防護されるべきである。

4.7. 機微情報に関する国策を定める場合、法執行機関職員、その他の対応者及び所管当局の職員が、彼らの任務を実施するために十分な情報にアクセスすることを確実にするように考慮がなされるべきである。

4.8. 情報セキュリティに関する国策には、その他の国、特に近隣諸国及び関係する国際機関と検知と対応のシステム及び手順に関して、何の及びどの様に情報が共有されるかについても詳述すべきである。核セキュリティ事案に関する他の国との情報交換については、第 7 章で取り扱われる。

4.9. 各々の所管当局は、情報セキュリティ政策を有すべきであり、機微情報の秘密保持

及び健全性を防護するため、並びに知る必要のある者のみが知る(need-to-know)との原則に基づき国の中の他の所管当局への当該情報の開示のための規則を確立すべきである。所管当局は、すべての関係する職員が、情報セキュリティについての手続きについて訓練されることを確実にすべきである。

#### 職員の信頼性確認

4.10. 個人のプライバシー及び職務資格に関する国の法律、規則又は方針を考慮して、所管当局は、検知と対応分野の核セキュリティ活動に係る職員が、その役目に応じた適切なレベルまで、公式なプロセスにより明らかに信頼性があると判断できることを確実にすべきである。この公式なプロセスは、違法行為に関与する許可された職員、例えば内部脅威者のリスクを低減することを支援する役割をすべきである。国は、職員の個人の信頼性が定期的に再確認されることを確実にする措置及び手続きを採用すべきである。

4.11. 国は、個人の信頼性確認プログラムのための核セキュリティ文化に関連する要素を実施するべきである。

## 5. 検知措置に関する勧告

### 総則

5.1. 国は、規制上の管理を外れた核物質又は他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為の検知のための国家戦略を策定すべきである。国の検知戦略は、理想的には調整機関による監督を伴って、割当てられた責任に従って所管当局によって調整され、実施されるべきである。

5.2. 規制上の管理を外れた核物質及び他の放射性物質の検知は、機器警報又は情報警告によって達成することができる。国は、これらの指標に基づいて核セキュリティシステムを設計し実施すべきである。

5.3. 国は、検知措置が、(第6章に記述されるような)有効な対応措置によって支援されることを確実にすべきである。

5.4. 指定された出域及び入域の場所は通商のために重要である。従って、国は有効に核セキュリティ措置を実施する一方で物品と人々の合法的な移動への影響を可能な限り最小化することを考慮すべきである。

5.5. 核物質又は他の放射性物質の不法移転を防止し、関連する文書の偽造を検知するために、国は、所管当局が、文書の認証及び許可された運搬についての輸送物の標識についての措置を適用する権限、及び状況が必要とする場合に応じて、適切な手段によ

る核物質又はその他の放射性物質の許可された運搬の申告された内容物の確認のための権限を有することを確実にすべきである。

### 機器による検知

5.6. 国の脅威評価を用いて、所管当局は、規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質の機器による検知のための核セキュリティを確立すべきである。検知システムは、多層の深層防護手法及び当該物質が国内又は国外からの両方で発生する可能性があるとの前提に基づくとともに、必要な検知能力及び検知機能を提供すべきである。

5.7. 利用可能な資源の優先順位を考慮に入れて、所管当局は以下を考慮して、適切な機器の開発計画を展開すべきである。

- 検知の可能性が最大となる場所での、又は核物質又はその他の放射性物質が生産、使用、貯蔵、集約又は処分される場所のすぐ近くでの国の領域内の輸送経路
- すべての戦略的場所の存在
- 国内及び国際的な基準及び技術手引きに従った、検知機器の運用上及び検知性能上の仕様
- 公的に指定されている及び指定されていない両方の、出域及び入域の場所での検知機器に関する能力、制約及び制限
- 情報警告に関する法執行機関の運用を支援する検知要件
- 核物質又はその他の放射性物質を使用した核セキュリティに関わる犯罪行為又は不法行為に脆弱であると考察される公的行事又は戦略的場所のような国にとって重要な行事での放射線の検知

5.8. 所管当局は、次の要素が機器の配備計画に含まれることを確実にすべきである。

- 初期の設置、較正、及び機器の受入試験；維持手順の設定；並びに使用者及び技術支援職員の適切な訓練及び資格認定
- 規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質の放射線サーベイ又は放射線探査を実施するためのシステム及び手続き
- 機器警報のしきい値レベルの定義
- 最初の警報評価の実施並びにサイト上で解決することができない警報の評価に専門家からの技術支援を得ることを含む、特定地域に合わせた変更、核物質及びその他の放射性物質の同定、区分分け及び特性記述のようなその他の第2の検査活動のためのシステム及び手続きの確立
- 職員の訓練、機器の維持、発見された物質の安全かつ厳重な配置及び対応手続きの文書化を含む、有効な検知を確実にするための構造基盤を支援するための準備及び維持

5.9. 戰略的場所での核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為を防止するため、特に、主要な公的行事の最中に、所管当局は、核物質及びその他の放射性物質のために区域の放射線サーベイを実施し、当該行事前にその区域を厳重管理し、当該イベントの最中に出入口及びその他の戦略的場所で検知と対応の措置を適用することを考慮すべきである。

5.10. 所管当局は、核セキュリティ文化を策定し、かつ検知機器を操作する責任を負うすべての者が、信頼性があると判断され、十分に訓練され、機器の使用に際して十分に熟練し能力があり、測定された値の重要性及び規定された状況下で取るべき活動が何かを理解することを確実にすべきである。

### **情報警告**

#### **運用情報**

5.11. 検知措置の一部として、国は、国内の核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為を企てる意図を示す核物質又はその他の放射性物質が関わるすべての脅威、疑わしい活動又は異常を同定することを目的とする運用情報を、継続的に収集、保管及び分析するべきである。国は、さらに他の国とも、すべての脅威についてのよりよい理解のために情報を提供及び獲得するように協力すべきである。

5.12. 国は、規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる可能性のあるすべての疑わしい又は異常な活動を、所管当局に報告する者を奨励する方針を策定すべきである。

5.13. 所管当局は、物質に関連したリスクについて公衆を教育し、行方不明、盗取又は喪失した当該物質に関して公衆に情報提供し、不適当な公衆の関心が引き起こされないように気を付けつつ、物質について公衆からの情報を引き出す目的でニュースメディアへの情報の普及に関する方針を策定することを考慮すべきである。

### **医学的監視**

5.14. 検知措置の一部として、国は、国内の公衆衛生報告方針、すべての疑わしい放射線傷害又は病気の発生に従って、直ちに関係する所管当局に保健専門家、医療機関及び保健機関が報告することを必要とする手続き及び手順を実施すべきである。

5.15. 国は、検知措置の一部として医学的監視からの情報収集及び分析を含めるべきであり、必要に応じて、すべての報告書は、傷害又は病気の原因及び影響を決定するために関連する所管当局によって調査されるべきである。

5.16. 国は関連する保健専門家の訓練の一部として放射線傷害又は病気の同定を含めることを考慮すべきである。

## **規制上の不適合の報告**

5.17. 規制上の責任を有する所管当局は、核セキュリティに関すると彼らが疑問に思うすべての規制上の不適合を直ちに報告することを許認可を受けた者に要求すべきである。所管当局は、当該報告によって結果として生じる核セキュリティに関わる犯罪行為又は不法行為を防ぐ目的で事案を評価しその他の所管当局に警告することができるであろう。

5.18. 規制上の責任のある所管当局は、核セキュリティに関わる彼らの規制上の不適合を報告するように許認可を受けた者を支援するための手続き及び手順を策定すべきである。

## **規制上の管理の喪失の報告**

5.19. 国は、所管当局が、許可を受けた核物質又はその他の放射性物質が紛失、行方不明又は盗取されたと直ちに報告することを許認可を受けた者に要求することについて法的に権限があることを確実にすべきである。当該報告は、核セキュリティに関わる潜在的な犯罪行為又は不法行為の情報警告による検知と見なされるべきである。

5.20. 国は、核物質又はその他の放射性物質に関する許可証を発行するすべての所管当局が、当該物質が、紛失、行方不明又は盗取された報告を受け取り、その他の関連する所管当局に速やかに通知することを確実にすべきである。

5.21. 税関及び国境管理に関する核セキュリティ措置の実施に責任を負う所管当局は、規制当局を含めて、その他の関連する所管当局に対して規制上の管理下にないすべての核物質又はその他の放射性物質の検知を報告すべきである。

## **機器警報及び/又は情報警告の最初の評価**

5.22. 機器警報又は情報警告は、最初の評価の実施に結びつくべきである。関連する所管当局は、指名された職員、及び必要に応じて、その他の指名された組織によって、機器警報及び情報警告の両方の最初の評価のための、手続き及び手順の確立を確実にすべきである。

5.23. 機器警報又は情報警告を通じた検知に際して、関連する所管当局は、核セキュリティに関わる可能性のある犯罪行為又は不法行為を禁止及び阻止する目的で手続き及び手順を実施すべきである。

5.24. 核セキュリティ事案が生じたとの決定的な初期評価に際して、関連する所管当局は、対応活動を開始すべきである。初期評価が決定的でない場合、6.7 項～6.10 項に記述されるように、更なる評価がなされるべきである。

## **検知措置の維持**

5.25. 所管当局は、検知措置の維持に関する政策、運営慣行及び手続きを考慮すべきである。彼らは、健全なプログラム管理システム及び慣習を適用し、進展する脅威及び資金の制約の変化を考慮して、時間局面の計画を管理すべきである。これらの考慮には、検知措置を実施し維持するのに必要な予算及び職員の配置を含んでいるべきである。

## **6. 対応措置に関する勧告**

### **総則**

6.1. 必要に応じて法的文書を用いて、国は、規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティに関する犯罪行為又は不法行為に対応するための国の対応システム<sup>7</sup>を開発すべきである。

6.2. 国は、様々な対応措置の実施に対する責任が、有効にこれらの作業を行うのに十分な資源と共に、関連する所管当局に割当てられていることを確実にすべきである。

6.3. 国の対応システムの実施は、様々な対応措置を概説する国の対応計画(計画)<sup>8</sup>の中で文書化されるべきであり、また理想的には調整機関によって調整されて、様々な所管当局によって論理的に実施されるべきである。

6.4. 国は、様々な可能性のある核セキュリティ事案及び異なる影響の程度に対応するために等級別手法を採用すべきである。適切な対応及び引き続く活動を決定するために、国は、健康と安全の懸念、背景的な要因及び核物質又はその他の放射性物質に基づいて、核セキュリティ事案を迅速に等級分けするために自国の国的能力を開発するように努力すべきである。

6.5. 所管当局は、核セキュリティ文化を策定すると共に適切な装備と訓練された職員に対する国の対応計画の実施の責任を割り当てるべきである。

6.6. 核セキュリティ事案については、責任のある所管当局は、人の健康及び環境への放射線影響を緩和し最小化するために国際、連邦政府、州及び地方レベルで安全な緊急時

---

<sup>7</sup> 対応システムは、一連の対応措置を統合したものである。対応は、2つの段階から成る。第1段階はその最初の評価が決定的でない場合、機器警報又は情報警告の最初の評価の継続である評価段階である。評価プロセスの成果は警報又は警告が誤り又は潔白であると決定されない場合、核セキュリティ事案が生じたという決定になるであろう。対応の第2段階は、国の対応計画の実施を通じた核セキュリティ事案の管理である。

<sup>8</sup> 連邦構造を有する国では、対応は、国レベルだけでなく連邦レベルでも確立されることがある。

対応活動を補完し支援するべきである。所管当局の調整は、現場での効果的な対応にとって重要である。

### **機器警報の評価**

6.7. 所管当局は、最初の評価が確実でない場合、機器警報の課題を解決することができる技術職員、指名された専門家及び支援組織の役割及び責任を定めるべきである。

6.8. 関連する所管当局は、核セキュリティ事案が発生したか否かの決定に帰着すべき機器警報の最終的な決定のための手続き及び手順の確立を確実にすべきである。核セキュリティ事案の決定は、等級別手法を用いる関連する所管当局による国の対応計画の発動に結びつくべきである。

### **情報警告の評価**

6.9. 所管当局は、初期の評価が決定的でない場合、役割と責任を明確にして、指名された専門家及び支援組織からの必要な支援を得るべきである。

6.10. 関連する所管当局は、核セキュリティ事案が発生したか否かの決定に帰着すべき情報警告の評価のための手順及び手続きの確立を確実にすべきである。核セキュリティ事案の決定は、等級別手法を用いて関連する所管当局による国の対応計画の発動に結びつくべきである。

### **核セキュリティ事案の通知**

6.11. 機器警報又は情報警告の評価が、核セキュリティ事案の決定に帰着次第直ちに、関連する所管当局の通知が実施されるべきである。彼らの対応機能を開始するために、所管当局は、6.4 項に記載される等級別手法を考慮してすべての核セキュリティ事案について国内のその他の関係する所管当局に通知すべきである。

6.12. 核セキュリティ事案の場合には、7.1 項～7.5 項に記述されるように、国は直ちに、国際取決め及び/又は国策に従って関連する国際機関及びその他の国に通知すべきである。

### **核セキュリティ事案の証拠の収集及び取り扱い**

6.13. いかなる核セキュリティ事案の場所に対しても、必要に応じて、潜在的な犯罪現場として管理されるべきである。所管当局は、核物質又はその他の放射性物質に対する管理の回復への関係者、安全と犠牲者を扱う関係者、及び可能性のあるその後の起訴のための証拠収集への関係者の間での調整を確実にするべきである。

6.14. 所管当局は、対応に関与する者が、適切に資格を与えられ訓練されるべきであり、必要に応じて、放射線学的な犯罪現場管理の作戦構想及び基本概念、証拠収集及び放射線防護について承知していることを確実にすべきである。

6.15. 犯罪現場の職員は、ニュースメディアの興味の可能性について承知しているべきである。所管当局は、安全とセキュリティに関する情報を含めて、ニュースメディアへの情報の適切かつ適時の普及のための計画を作るべきである。

### 核鑑識

6.16. 国は、証拠保全を考慮に入れて、出所、履歴及び移転の経路の同定の目的で、物質の量及び性質に基づいて等級別手法を用いて、押収した核物質又はその他の放射性物質にその指定された研究所で核鑑識技術を適用すべきである。可能であれば、押収した物質は、サイト内で区分分け<sup>9</sup>され、かつ指定された研究所で特徴付け<sup>10</sup>されるべきである。さらに、必要に応じて、従来の科学検査も汚染された証拠について指定された研究所で適用されるべきである。

### 核セキュリティ事案のための国の大震計画

6.17. 核セキュリティ事案を管理するために、国は、とりわけ、国の放射線学的緊急時対応計画[9]と組み合わせて包括的な国の大震計画のための対応計画を有するべきである。計画は、次の役割を果たすべきである。(1) 迅速かつ効果的な対応のために必要とされる互換性のある運用上のツール（例えば、互換性のある通信連絡システム）の確立のための基礎、及び(2) すべての必要な準備及び対応作業が適切に資源を割り当てられかつ支援が与えられていることを確実にするための所管当局に対するガイド

6.18. 国は、核セキュリティ事案への対応計画について次を確実にすべきである。

(a) 次のステップを含めて、核セキュリティ事案への対応についての所管当局の役割及び責任を果たすための様々な所管当局の準備についての計画を記述すること

- すべての関連する所管当局への通知及び始動
- すべての関係する国際機関及び潜在的影響を受ける国への通知
- 様々な組織及び指揮命令部署の調整、及び連邦政府、州及び国の対応組織を含めた核セキュリティ事案の管理
- 核物質及びその他の放射性物質の場所の特定及び区分分け
- 拘束及び/又は逮捕、物質の回収及び管理又は任意の無害な脅威又は関連装置の提出
- 証拠の収集、厳重管理及び解析

<sup>9</sup> 区分分けは、核セキュリティの関係、並びに第1対応者、法執行職員及び公衆の安全への押収した物質のリスクを同定するためになされる。

<sup>10</sup> 特徴付けは、放射性物質及び関連する証拠の性質を決定するために行なわれる。基礎的な特徴付けは、主要成分、副次成分及び微量成分を含めて、核物質及びその他の放射性物質の十分な元素分析を含む。放射性物質のその主要成分については、必要に応じて、基礎的な特徴付けにはさらに同位体分析及び位相分析(つまり、分子分析)を含むであろう。基礎的な特徴付けはさらに物理的な特徴付けを含んでいる。

- 輸送、運搬、貯蔵又は廃棄のための、すべての核物質又はその他の放射性物質の隔離、区分、輸送物及び文書、並びに適切な規制上の管理の下へ置くこと
  - 関連する調査の開始
- (b) 統合された指令を伴う適切な命令系統、核セキュリティ事案に効果的に対応するための管理及び通信システムを含むこと。現場での対応を指揮するために割当てられた一人の者又は一つの所管当局が好ましい。
- (c) それぞれの役割、責任及び手続きに関する関連情報の交換を含めて所管当局内の調整についての規定を有すること
- (d) 医療業務、危険物の取り扱い、放射線防護及び安全[10, 11]及びその他の技術的な支援組織のための所管当局、核鑑識及び従来の科学捜査研究所についての役割、責任及び手続きを記述すること
- (e) 必要に応じて、調整され、理解可能で、かつ一貫した方法での、ニュースメディア及び公衆に知らせるための準備。
- (f) 国の輸送安全及びセキュリティ規則及び要件、又は当該国の要件又は規則がない場合「IAEA放射性物質安全輸送規則」[12]に従ってすべての押収又は回収された核物質又はその他の放射性物質の輸送についての規定を含むこと。
- (g) 核セキュリティ事案のための地方レベルでの標準的運用手続きの概念を同定すること。さらに、必要に応じて、すべての地方レベルの対応計画は計画に統合されるべきである。
- (h) 既存の国の放射線学的緊急時計画、放射線学的な緊急時の対応手続き及び関連するIAEA安全基準[9-11]を考慮に入れること。さらに、計画は、核に関わらない緊急時対応のための準備と調整されるべきである。
- (i) 複数のかつ同時に起こる核セキュリティ事案の可能性を組み入れること。それに加えて、計画は効果的な対応能力の行使を遅らせる対応インフラの混乱の可能性を組み入れるべきである。
- (j) 核物質及びその他の放射性物質の回収のための支援、機器及び核鑑識を提供するために、必要に応じて、計画は、国内的及び国際的の両方で要請のためのメカニズムを組込むこと

## 準備

6.19. 所管当局は、適切な手続きの可用性を含めて、核セキュリティ対応資源の準備を確実にするべきである。

6.20. 国は、必要に応じて、関連する学んだ教訓又は計画に影響を与える可能性のある変更を組み入れて、核セキュリティ対応計画を定期的にレビュー、演習及び改訂すべきである。

6.21. 国は、信憑性のあるシナリオを用いる計画の下で訓練を実施すべきである。所管当局は、計画の実効性を評価するため、定期的な間隔での実地演習及び練習を実施すべきである。可能な場合は、国は、地域的及び国際的な実地演習及び練習に参加することを考慮すべきである。

6.22. 所管当局は、人的資源の有効性及び彼らの訓練を確実にすべきである。特別の注意が、次の適切な職員の訓練及び試験について与えられるべきである。

- 核セキュリティ事案への対応に引続く手続き
- 対応活動のための機器の使用
- 核物質及びその他の放射性物質の同定、安全な取り扱い、回収及び梱包
- 危機管理及び情報連絡
- 放射線医学的な犯罪現場管理、従来の犯罪現場管理における核物質及びその他の放射性物質の存在の関与及び証拠に対する犯罪科学的ルール
- 対応職員の放射線防護
- 放射線傷害の同定
- 公衆及びニュースメディアへ提供する情報についての手続き

6.23. 所管当局は、同時及びその他の進行中の事案の可能性及び関連する脅威を評価するためのすべての利用可能な情報の分析を考慮すべきである。所管当局は、核物質及びその他の放射性物質に関する多数の核セキュリティ事案に対応するために十分な資源の利用可能性を確実にすべきである。

#### 対応措置の維持

6.24. 所管当局は、対応措置の継続性を確実にすべきである。これには、定期的な予防保全、試験及び較正を含む対応機器のためのしっかりとした維持計画を含むべきである。

## 7. 國際協力に関する勧告

### 核セキュリティ事案に関する情報交換

7.1. 国は、3.11 項に記載される役割及び責任の指名並びに 4.5 項～4.9 項に記載される情報セキュリティ措置を考慮して、国際的義務及び国内法に従って核セキュリティ事案に関する正確かつ検証された情報を交換すべきである。国は、互いに直接、必要に応じて IAEA 又は国連又はその他の関連する国際機関を通して、あるいは核セキュリティ事案の検知及び対応についてのその連絡先を通して、確認及び連絡しあうべきである。

7.2. 国は、国際的義務及びその国の法律に従って、核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティ事案の場合、あるいはその差し押さえを IAEA、国連又はその他の関連する国際機関<sup>11</sup>に通知すべきである。

7.3. 国は、その国際的責務及び国の法律に従って、二国間又は多国間のメカニズムを通して潜在的に影響を受ける国に対して、国境を超える可能性のある影響とともに、核物質又はその他の放射性物質に対する管理のあらゆる喪失、あるいはその他の核セキュリティ事案に関する情報を提供すべきである。

7.4. 国は、その国際的義務及びその国内法令に従って、適用される地域的な及び国際的な情報データベースに参加すべきであり、関連する核セキュリティ事案を報告すべきである。その一つの事例が、IAEA の不正取引データベース(ITDB)である。

7.5. 国は、関連する核セキュリティ事案後に学習された教訓についての情報を交換することを考慮すべきである。

## 技術協力及び支援

7.6. 要請及び情報セキュリティ要件に従って、国は、別の国の検知と対応の能力を強化する目的で機器の機能的及び技術的仕様並びに性能データを交換することを考慮すべきである。国は、当該情報交換のための手順及び手続きを策定し、共通のデータ様式の開発を検討すべきである。

7.7. 国は、出域及び入域の場所を含めて、他国のそれらと共にその税関及び他の国境警備当局の協力を促進すべきである。国は、指定した及び指定されていない出域及び/又は入域の場所での検知能力及び専門的知識を調整又は共有することができる。

7.8. 国は、必要に応じて、国際、地方及び国レベルで核セキュリティに関連する共同の実地演習及び訓練イベントを実施するか又は参加することによって、及びそれぞれの国の大応計画を調整することによって、準備を強化することを考慮すべきである。

7.9. 国は、例えば、核セキュリティ措置を必要とする主要な公的行事について、他国による要請に応じて専門知識及び設備を含む支援を提供することを考慮すべきである。

7.10. 国は、検知と対応についての技術的能力を改善するために、他国及び国際機関からの支援を要請することを考慮すべきである。さらに、国は核セキュリティ事案が発生している間に支援を要請することを考慮すべきである。

---

<sup>11</sup> その他の関連する国際機関には、とりわけ、国連、IAEA、ICPO-INTERPOL、欧州刑事警察機構、WHO、WCO 及び IMO を含む。例えば、犯罪情報及び関連事案は、INTERPOL 国家中央事務局(NCB)を通じて ICPO-INTERPOL に報告されなければならない。

## 刑事犯罪に関する協力

7.11. 関係する二国間及び多国間の文書の締約国は、核セキュリティ事案に関する刑事訴訟に関する有効な協力を提供するために相互の法的な支援及びその他の当該文書中の規定を必要に応じて国内法の枠組みの中で提供し用いるべきである。

## 押収品の回収及び返却

7.12. 規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質の場所の特定、押収、回収又は別の方法で取得した国は、物質を安全かつ厳重に貯蔵すべきであり、その後、必要に応じて、物質の安全かつ厳重な返却を準備するために、規制上の管理を喪失した国と協力すべきである。物質を保持する国によって講じられる措置は、その国策、手続き及び適用される二国間及び多国間の取決めに整合しなければならない。

7.13. 出域又は入域の場所での規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質の検知について、国は、規制上の管理へと物質を戻すために発生国とその他の関連する国と協働すべきである。国は、その場合の状況及び物質の性質に依存して当該対応のために等級別手法を適用すべきである。

## 核鑑識支援

7.14. 国は、線源及び移転の輸送経路を決定するため及び規制上の管理の喪失を調査するため核鑑識技術を適用すべきである。調査は、原産地、履歴、核物質又はその他の放射性物質の輸送経路を同定するための国々の間の協力を必要とするかも知れない。核鑑識に関する協力は、国内の法律、規則及び政策に従うべきである。

7.15. 国は、核鑑識の実施能力及び科学捜査支援の潜在的な必要性を評価すべきである。十分な核鑑識の専門知識及び能力のない国は、核鑑識分析及び解釈の目的のために他の国又は関係する地域的機関又は国際機関と準備を開始するよう奨励される。さらに、国は、核鑑識支援を得ることを促進可能な IAEA に相談することもできる。特に、その準備には次のものを含むべきである。

- 要求国からの及び支援国の領域内又は多国籍の支援機関への核物質又はその他の放射性物質の試料又は物品の移転のための措置及び手続き
- 証拠のルールに関する要請国の国内法、規則及び手続きに従って、その法的妥当性を確実にするための証拠を保全する措置
- 規制上の管理の喪失が発生した国及び関係する国の責任を含めた、サンプルの返却のための手続き
- サンプル残留物及び分析廃棄物の処分
- 潜在的に制限された施設及び情報にアクセスするための科学捜査専門家に対する認証及び制約

- 科学検査分析の結果の通知に関する国の当局及び国際機関の適切な通知に関する規定
- 守秘義務及び秘密保持に関する規定
- 実施された科学検査検査、及び当該検査の結果到達した結論に関する書面又は口頭での専門家の証明書の準備
- 核鑑識に関する支援を要求する国によって用いられる国レベルの連絡先

7.16. 国は、核物質及びその他の放射性物質のその在庫量について核鑑識ライブラリを確立することを考慮すべきである。これらのライブラリは、国内で生産、使用及び貯蔵されるすべての物質のデータベースを含んでいるべきであり、また、適用可能な場合、サンプルと文献のアーカイブによって支援されるべきである。国は、国の領土内で生産、使用又は貯蔵される可能性のある、回収された核物質又はその他の放射性物質に関するその他の国の質問に対応することができるべきである。国の法律及び規則に従って、核鑑識ライブラリを確立する場合、情報セキュリティが評価され、適切な措置が取られるべきである。

## 定義

本文書中で使用される用語は以下に定義され、文書中でイタリック体とされる。

**許認可(authorization).** 関連施設の運転のため又は関連活動を実施するための許認可書の所管当局による付与。

**許認可を受けた者(authorized person).** 許認可証を与えられた自然人又は法人。許認可を受けた者はしばしば「許認可証保持者」又は「事業者」と呼ばれる。

**所管当局(competent authority).** 国によって1つ以上の核セキュリティ機能を実施するよう指定された政府組織又は機関。例: 所管当局は、規制当局、法執行機関、税関及び国境警備隊、諜報機関及び警備機関、保健機関などを含むことがある。

**深層防護(defence in depth).** 核セキュリティ脅威からの標的の防護のためのシステム及び措置の一連の層の組合せ。

**検知(detection).** 関連施設又は関連活動又は戦略的場所における核物質又はその他の放射性物質の許可されていない存在を示す核セキュリティに関わる犯罪行為又は不法行為又は潜在的な悪意のある行為又は測定の認知。

**検知措置(detection measure).** 核セキュリティに係わりのある、犯罪行為又は不法行為を検知することを意図する措置。

**検知システム(detection system).** 核セキュリティに係わりのある、犯罪行為又は不法行為の検知に必要な能力及び資源を含めた統合された一連の検知措置。

**等級別手法(graded approach).** 核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動に係る又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為、又は核セキュリティに悪影響を有する国によって決定されるその他の行為の潜在的影響に比例した核セキュリティ措置の適用。

**情報警告(information alert).** 運用情報、医学的監視、計量上及び荷送人/荷受人の不一致、国境モニタリングなどを含む、様々な情報源から来る可能性のある、評価を必要とする核セキュリティ事案を示す可能性のある時間依存の報告。

**機器警報(instrument alarm).** 評価を必要とする、核セキュリティ事案を示す可能性のある機器からの信号。機器警報は、携帯型か又は固定位置に配備される装置、並びに通常の通商取引の拡大のための運用及び/又は法執行上の運用から来る可能性がある。

**主要な公的行事(major public event).** 国が潜在的な標的であると決定した注目を集める

イベント。

**核物質(nuclear material).** 核物質は、IAEA 制定法の第 XX 条に定義されるような特別核分裂性物質又は核原料物質のいずれかとなるすべての物質として定義される。

**核セキュリティ文化(nuclear security culture).** 核セキュリティを支援、強化及び維持するための手段としての役割を果たす個人、組織及び機関の特質、姿勢及び振る舞いの集合体。

**核セキュリティ事案(nuclear security event).** 対処しなければならない可能性のある又は実際の核セキュリティについて影響を及ぼす事案。

**核セキュリティ措置(nuclear security measures).** 核セキュリティ脅威が核物質、その他の放射性物質、関連施設又は関連活動に関わる又は向けられた犯罪行為又は意図的な無許可の行為を完了することを防止する又は核セキュリティ事案の検知と対応を意図する措置。

**核セキュリティ体制(nuclear security regime).** 以下のものを含む体制。：

- 核物質、その他の放射性物質、関連施設及び関連活動の核セキュリティを管理する立法上及び規制上の枠組み、及び管理上のシステム及び措置。
- 立法上及び規制上の枠組みの実施及び核セキュリティの管理上のシステムを確実にするための国の責任のもとにある機関及び組織
- 核セキュリティ事案の防止、検知及び対応のための核セキュリティシステム及び核セキュリティ措置。

**核セキュリティシステム(nuclear security system).** 一連の統合された核セキュリティ措置。

**出域又は入域の場所(point of exit or entry).** 公式に指定される出域又は入域の場所とは、旅行者、輸送の手段、及び/又は物品が検査される 2 国間の陸地境界、海港、国際空港上の場所又はその他の場所である。しばしば、税関及び入国管理施設は、これらの出域及び入域の場所に提供される。指定されない出域又は入域の場所とは、緑地境界、海岸及び地方空港のような、国によって旅行者及び/又は物品のために公式に指定されていないすべての空中、陸上及び水上の通過地点である。

**放射線探査(radiation search).** 規制上の管理を外れた疑わしい核物質又はその他の放射性物質を検知、及び同定し、その場所を決定する一連の活動。

**放射線サーベイ(radiation survey).** 区域での天然又は人工の放射性物質の放射線のバックグラウンドの地図を描くか、又はその後の探査活動を促進するための活動。

**放射性物質(radioactive material).** 放射性物質は、国内の法律、規則、又は規制当局によって、その放射能のために規制上の管理に従うものとして指定されるすべての物質である。

**規制当局(regulatory body).** 許認可書の発行を含む規制プロセスを遂行するための法的権限を有する国の政府によって指定される1つ以上の当局。

**規制上の管理(regulatory control).** 安全、セキュリティ及び保障措置に関する立法上及び規制上の規定によって要求され、すべての所管当局によって核物質又はその他の放射性物質、関連施設又は関連活動に適用される、制度上の管理のすべての形態。説明: 「規制上の管理を外れた」の用語は、核物質又はその他の放射性物質が、何らかの理由で管理が不在であるか、又はそれらがもはや存在しないかのいずれかの理由で、適切な許可がない状況を記述するために使用される。

**対応(response).** 核セキュリティ事案を評価し対応する、国によるすべての活動。

**対応措置(response measure).** 警報/警告を評価し、かつ核セキュリティ事案に対応することを意図した措置。

**対応システム(response system).** 警報/警告を評価し、核セキュリティ事案に対応するのに必要な能力及び資源を含む統合された一連の対応措置。

**機微情報(sensitive information).** いかなる形態であれ、核セキュリティを侵害する可能性のあるソフトウェア、無許可の開示、変更、改変、破壊又は使用の拒絶を含む情報。

**戦略的場所(strategic location).** 核物質及びその他の放射性物質を用いたテロ攻撃の潜在的な標的又は規制上の管理を外れた核物質及びその他の放射性物質の検知のための場所となる、国内におけるセキュリティ上高度に関心のある場所。

**標的(target).** 主要な公的行事、戦略的場所、機微情報及び機微情報資産を含めて、核物質、その他の放射性物質、関連施設、関連活動、又はその他の場所又は核セキュリティ脅威による潜在的な利己的な利用の対象物。

## 参考文献

- [1] 核物質の物理的防護に関する条約、INFCIRC/274/Rev.1、IAEA、ウィーン(1980)、及び核物質の物理的防護に関する条約の改訂、GOV/INF/2005/10-GC(49)INF/6、IAEA、ウィーン(2005)。
- [2] 核によるテロリズム行為の防止に関する国際条約、A/59/766、国連、ニューヨーク(2005)。
- [3] 国連、大量破壊武器の不拡散、国連安全保障理事会 S/RES1540、国連、ニューヨーク(2004)。
- [4] 放射線源の安全とセキュリティに関する行動規範、IAEA/CODEOC/2004、IAEA、ウィーン(2004)。
- [5] 国際原子力機関、核セキュリティについての国際法の枠組み、IAEA国際法シリーズNo.4、IAEA、ウィーン(2011)。
- [6] 国連、国際テロリズムの防止及び抑止に関する国際文書、ISBN978-92-1-133777-8、国連、ニューヨーク(2008)
- [7] 国際原子力機関、核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告(INFCIRC/225/Revision 5)、IAEA核セキュリティ・シリーズNo.13、IAEA、ウィーン(2011)。
- [8] 国際原子力機関、放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告、IAEA核セキュリティ・シリーズNo.14、IAEA、ウィーン(2011)。
- [9] 国連食糧農業機関、国際原子力機関、国際労働機関、OECD エネルギー機関、全米保健機構、国連緊急援助調整官室、世界保健機関、原子力事故及び放射線学的緊急時の準備と対応、IAEA 安全基準シリーズ No. GS-R-2、IAEA、ウィーン(2002)。
- [10] 国連食糧農業機関、国際原子力機関、国際労働機関、OECD エネルギー機関、全米保健機構、世界保健機関、電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準、安全シリーズ No.115、IAEA、ウィーン(1996)。
- [11] 国際原子力機関、核、放射線、放射性廃棄物及び輸送安全のための立法上及び行政上の構造基盤、IAEA 安全基準シリーズ No. GS-R-1、IAEA、ウィーン(2000)。
- [12] 国際原子力機関、放射性物質の安全輸送、2009 年版、IAEA 安全基準 No. TS-R-1、IAEA、ウィーン(2009)。

# IAEA

国際原子力機関

No.22

## IAEA 文書の注文可能な場所

次の国々では、IAEA 文書は、以下に掲載される情報源から、又は主要な地方の書店から購入さ  
れることができる。支払いは、現地通貨又はユネスコ・クーポンでなされることができる。

### オーストラリア

DA information Services, 648 Whitehorse Road, MITCHAM 3132  
Telephone: +61 3 9210 7777 \*Fax: +61 3 9210 7788  
Email: service@dadirect.com.au \*Web site: <http://www.dadirect.com.au>

### ベルギー

Jean de Lannoy, avenue du Roi 202, B-1190 Brussels  
Telephone: +32 2 538 43 08 \*Fax: +32 2 538 08 41  
Email: jean.de.lannoy@infoboard.be \*Web site: <http://www.jean-de-lannoy.be>

### カナダ

Barnan Associates, 4501 Forbes Blvd, Suite 200, Lanham, MD 20706-4346, USA  
Telephone: 1-800-865-3457 \*Fax: 1-800-865-3450  
Email: customercare@bernan.com \*Web site: <http://www.bernan.com>

Renouf Publishing Company Ltd., 1-5369 Canotek Rd., Ottawa, Ontario, K1J9J3  
Telephone: +613 745 2665 \*Fax: +613 745 7660  
Email: order.dept@renoufbooks.com \*Web site: <http://www.renoufbooks.com>

### 中国

IAEA Publications in Chinese: China Nuclear Energy Industry Corporation, Translation Section, P.O. Box 2103, Beijing

### チェコ共和国

Suweco CZ, S.R.O., Klecakova 347, 180 21 Praha 9  
Telephone: +420 26603 5364 \*Fax: +420 28482 1646  
Email: [nakup@suweco.cz](mailto:nakup@suweco.cz) \*Web site: <http://www.suweco.cz>

### フィンランド

Akateeminen Kirjakauppa, PO BOX 128 (Keskuskatu 1), FIN-00101 Helsinki  
Telephone: +358 9 121 41 \*Fax: +358 9 121 4450  
Email: [akatilaus@akateeminen.com](mailto:akatilaus@akateeminen.com) \*Web site: <http://www.akateeminen.com>

### フランス

Form-Edit, 5, rue Janssen, P.O. Box 25. F-75921 Paris Cedex 19  
Telephone: +33 1 42 01 49 49 \*Fax: +33 1 42 01 90 90  
Email: [formedit@formedit.fr](mailto:formedit@formedit.fr) \*Web site: <http://www.formedit.fr>

Lavoisier SAS, 145 rue de Provigny, 94236 Cachan Cedex  
Telephone: +33 1 47 40 67 02 \*Fax: +33 1 47 40 67 02

Email: romuald.verrier@lavoisier.fr \*Web site: <http://www.lavoisier.fr>

#### ドイツ

UNO-Veelag, Vertriebs- und Verlags GmbH, Am Hofgarten 10, D-53113 Bonn  
Telephone: + 49 228 94 90 20 \*Fax: +49 228 94 90 20 or +49 228 94 90 222  
Email: [bestellung@uno-verlag.de](mailto:bestellung@uno-verlag.de) \*Web site: <http://www.uno-verlag.de>

#### ハンガリー

Librotrade Ltd., Book Import, P.O. Box 126, H-1656 Budapest  
Telephone; +36 1 257 7777 \*Fax: +36 1 257 7472 \*Email: [books@librotrade.hu](mailto:books@librotrade.hu)

#### インド

Allied Publishers Group, 1st Floor, Dubash House, 15, J. N. Heredia Marg, Ballard Estate, Mumbai 400 001,  
Telephone: +91 22 22617926/27 \*Fax: +91 22 22617928  
Email: [alliedpl@vsnl.com](mailto:alliedpl@vsnl.com) \*Web site: <http://www.alliedpublishere.com>

Bookwell, 2/72, Nirankari Colony, Delhi 110009  
Telephone: +91 11 23268786, +91 11 23257264 \*Fax: +91 11 23281315  
Email: [bookwell@vsnl.net](mailto:bookwell@vsnl.net)

#### イタリア

Libreria Scientifica Dott. Lucio di Biasio "AEIOU", Via Coronelli 6, I-20146 Milan  
Telephone: +39 02 48 95 45 52 or 48 95 45 62 \*Fax: +39 02 48 95 45 48  
Email; [info@libreriaaeiou.eu](mailto:info@libreriaaeiou.eu) \*Website: [www.libreriaaeiou.eu](http://www.libreriaaeiou.eu)

#### 日本

Maruzen Company, Ltd., 13-6 Nihonbash, 3 chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0027  
Telephone: +81 3 3275 8582 \*Fax: +81 3 3275 9072  
Email: [journal@maruzen.co.jp](mailto:journal@maruzen.co.jp) \*Web site: <http://www.maruzen.co.jp>

#### 大韓民国

KINS Inc., Information Business Dept. Samho Bldg. 2nd Floor, 275-1 Yang Jae-dong SeoCho-G, Seoul 137-130  
Telephone; +02 589 1740 \*Fax: +02 589 1746 \*Web site <http://www.kins.re.kr>

#### オランダ

De Lindeboom Internationale Publicaties B.V., M.A. de Ruyterstraat 20A, NL-7482 BZ Haaksbergen  
Telephone: +31 (0) 53 5740004 \*Fax: +31 (0) 53 5729296  
Email: [books@delindeboom.com](mailto:books@delindeboom.com) \*Web site: <http://www.delindeboom.com>

Martinus Nijhoff International, Koraalrood 50, P.O. Box 1853, 2700 CZ Zoetermeer  
Telephone: +31 793 684 400 \*Fax: +31 793 615 698  
Email: [info@nijhoff.nl](mailto:info@nijhoff.nl) \*Web site: <http://www.nijhoff.nl>

Swets and Zeitlinger b.v., P.O. Box 830, 2160 SZ Lisse  
Telephone: +31 252 435 111 \*Fax: +31 252 415 888  
Email: [infoho@Swets.nl](mailto:infoho@Swets.nl) \*Web site: <http://www.swets.nl>

#### ニュージーランド

DA Information Services, 648 Whitehorse Road, MITCHAM 3132, Australia  
Telephone: +61 3 9210 7777 \*Fax: +61 3 9210 7788  
Email: service@dadirect.com.au \*Web site: <http://www.dadirect.com.au>

#### スロベニア

Cankarjeva Zalozba d.d., Kopitarjeva 2, SI-1512 Ljubljana  
Telephone: +386 1 432 31 44 \*Fax +386 1 230 14 35  
Email: [import.books@cankarjeva-z.si](mailto:import.books@cankarjeva-z.si) \*Web site: <http://www.cankarjeva-z.si/uvoz>

#### スペイン

Diaz de Santos, S.A, c/ Juan Bravo, 3A, E-28006 Madrid  
Telephone: +34 91 781 94 80 \*Fax +34 91 575 55 63  
Email: [compras@diazdesantos.es](mailto:compras@diazdesantos.es), [carmela@diazdesantos.es](mailto:carmela@diazdesantos.es), [barcelona@diazdesantos.es](mailto:barcelona@diazdesantos.es),  
[julio@diazdesantos.es](mailto:julio@diazdesantos.es) \*Web site: <http://www.diazdesantos.es>

#### 英國

The Stationary Office Ltd, International Sales Agency, PO Box 29, Norwich, NR3 1 GN  
Telephone (orders): +44 870 600 5552 \*(enquiries): +44 207 873 8372 \*Fax: +44 207 873 8203  
Email (orders): [book.orders@tso.co.uk](mailto:book.orders@tso.co.uk) \*(enquiries): [book.enquiries@tso.co.uk](mailto:book.enquiries@tso.co.uk) \*Web site:  
<http://www.tso.co.uk>

#### On-line orders

DELTA Int. Book Wholesalers Ltd., 39 Alexandra Road. Addlestone, Surrey, KT15 2PQ  
Email: [info@profbooks.com](mailto:info@profbooks.com) \*Web site: <http://www.profbooks.com>

#### Books on the Environment

Earthprint Ltd., P.O.Box119, Stevenage SG1 4TP  
Telephone: +44 1438748111 \*Fax: +44 1438748844  
Email: [orders@earthprint.com](mailto:orders@earthprint.com) \*Web site: <http://www.earhprint.com>

#### 国連

Dept. I004, Room DC2-0853. First Avenue at 46th Street, New York, N.Y. 10017, USA  
(UN) Telephone: +800 253-9646 or +212 963-8302 \*Fax: +212 963-3489  
Email: [publications@un.org](mailto:publications@un.org) \*Web site: <http://www.un.org>

#### アメリカ合衆国

BernanAssociates, 4501 Forbes Blvd., Suite 200, Lanham, MD 20706-4346  
Telephone: 1-800-865-3457 \*Fax: 1-800-865-3450  
Email: [customercare@bernan.com](mailto:customercare@bernan.com) \*Web site: <http://www.bernan.com>

Renouf Publishing Company Ltd., 812 Proctor Ave., Ogdensburg, NY, 13669  
Telephone: +888 551 7470 (toll-free) \*Fax: +888 568 8546 (toll-free)  
Email: [order.dept@renoufbooks.com](mailto:order.dept@renoufbooks.com) \*Web site: <http://www.renoufbooks.com>

注文と資料の請求についても、次のものに直接取り扱わることができる。

Marketing and Sales Unit, International Atomic Energy Agency  
Vienna International Centre, PO Box 100, 1400 Vienna, Austria  
Telephone: +43 1 2600 22529 (or 22530) \*Fax: +43 1 2600 29302  
Email: [sales.publications@iaea.org](mailto:sales.publications@iaea.org) \*Web site: <http://www.iaea.org/books>

# IAEA

国際原子力機関

関連する文書

放射性物質及び関連施設に関する核セキュリティ勧告

**IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.14**

STI/PUB/1487(35pp.;2011)

ISBN 978-92-0-112110-3

値段: €22.00

核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告

**(INFCIRC/225/REVISION 5)**

**IAEA 核セキュリティ・シリーズ No.13**

STI/PUB/1481(62pp.;2011)

ISBN 978-92-0-111110-4

値段: €28.00

核セキュリティの国際法上の枠組み

**IAEA 国際法シリーズ No.4**

STI/PUB/1486(30pp.;2011)

ISBN 978-92-0-111810-3

値段: €26.00

放射性物質の安全輸送規則、2009年版

**IAEA 安全基準シリーズ No.TS-R-1**

STI/PUB/1384(159pp.;2009)

ISBN 978-92-0-101909-7

値段: €54.00

核的又は放射線学的緊急時の準備及び対応

**IAEA 安全基準シリーズ No.GS-R-2**

STI/PUB/1133(72pp.;2002)

ISBN 92-0-116702-4

値段: €20.50

核的、放射線学的、放射性廃棄物及び輸送安全のための法的及び行政的な構造基盤

**IAEA 安全基準シリーズ No.GS-R-1**

STI/PUB/1093(30pp.;2000)

ISBN 92-0-100800-7

値段: €11.50

電離放射線に対する防護及び放射線源の安全のための国際基本安全基準

**IAEA 安全シリーズ No.115**

STI/PUB/996(353pp.;1996)

ISBN 92-0-104295-7

値段: €78.50

[www.iaea.org/books](http://www.iaea.org/books)

本文書は、規制上の管理を外れたとして報告された核物質又はその他の放射性物質並びにそのように報告されていないものの紛失、行方不明又は盗取された物質、又は発見された物質の核セキュリティのための国への勧告を提供する。それは、規制上の管理を外れた核物質又はその他の放射性物質が関わる核セキュリティについての犯罪行為又は不法行為に対する検知及び警報及び警告の評価、及び等級別対応のための勧告を含んでいる。勧告される活動は、想定脅威の確認、企てられた行為の評価及び阻止、並びに核セキュリティ事案への対応を対象とする。

国際原子力機関

ウィーン

ISBN 978-92-0-112210-0

ISSN 1816-9317